「指定就労継続支援Ｂ型事業 重要事項説明書」

就労継続支援Ｂ型サービスを提供するにあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所が説明すべき内容は次のとおりです。

1 サービスを提供する事業者

名　　称	株式会社　双葉
所　在　地	北海道札幌市北区南あいの里三丁目 11 番 17 号
電　話　番　号	TEL（011）778-0725
代 表 者 氏 名	代表取締役　　廣瀬　慎一
設　立　年　月	平成 27 年 1 月 15 日

2 利用施設

事業所の種類	指定就労継続支援Ｂ型 令和 4 年 3 月 1 日指定（指定有効期間：指定日から 6 年間）
事業所の名称 （事業所番号）	就労継続支援事務所双葉 （0110205226）
事業所の所在地	北海道札幌市北区新川 3 条 7 丁目 1 番 65 号
連　絡　先	TEL（011）790-7897　　FAX（011）790-7231
管　理　者	廣瀬　慎一
サービス管理責任者	廣瀬　慎一
サービス実施地域	札幌市　（北区・東区・西区・中央区・手稲区）
主たる対象者	知的障がい者・身体障がい者
定　　員	20 名
開設年月日	令和 4 年 3 月 1 日

3 サービスの目的

目　　的	「就労継続事業所双葉」が行う指定就労継続支援Ｂ型事業は、身体が不自由であっても社会とつながり、障害は個性だと心の底から感じてもらえる社会づくりの一環としてこの事業に取り組み、対象となる障がい者への就労の機会・生産活動の機会・その他活動の機会の提供と、それらを通じて、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けた訓練や支援を目的として必要なサービスの提供を行う。

運　営　方　針	⑴　利用者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動並びにその他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。 ⑵　利用者の意思・人格を尊重し、常に利用者の立場・視点に立ったサービスを提供するよう努めるものとする。 ⑶　利用者支援の実施にあたり、地方自治体、指定障害者支援施設や指定障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るものとする。 ⑷　前３項を前提に、関係法令を遵守し事業を実施するものとする。

4　サービスに係る事業所・設備等の概要

		部屋数等			部屋数等
１階	訓練・作業室	１室	３階	支援員室	１室
	多目的トイレ	１室		相談室	１室
	倉庫等	１室		多目的室	１室
２階	訓練・作業室	１室		トイレ	１室
	厨房	１室		多目的トイレ	１室

※エレベータを完備しています。

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、上記の施設・設備を設置しています。

5　サービス提供職員の配置状況

（１）職員の配置状況

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			厚生労働省で定められた配置基準以上
サービス管理責任者	3		3			
職業指導員	4	1			3	
生活指導員	4		1		3	
目標工賃達成指導員	4		1		3	
調理員	3				3	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※常勤換算とは：職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

（２）主な職種の勤務体制

職　　種	勤務時間
職　業　指　導　員	正規の勤務時間帯（9：00-17：00）
生　活　支　援　員	正規の勤務時間帯（9：00-17：00）
目標工賃達成指導員	正規の勤務時間帯（9：00-17：00）

（３）事業所に勤務する職種ごとの職務内容

①管理者

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、従業者に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

②サービス管理責任者

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

ア　就労継続支援(Ｂ型)計画の作成等に関すること。

イ　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

ウ　他の従業者に対する技術指導又は助言を行うこと。

③職業指導員

職業指導員は、就労継続支援(Ｂ型)計画に基づき、各人の能力、希望などを配慮し、作業意欲の向上を図り、作業指導、作業評価など関連業務に従事する。また、生産活動の提供及び職場実習の開拓を行い、就職後も職場定着を図るための支援を行う。

④生活支援員

生活支援員は、就労継続支援(Ｂ型)計画に基づき、生活相談などのサービスの提供を行う。

⑤目標工賃達成指導員

目標工賃達成指導員は、工賃向上計画に基づき、各人の能力、希望などを配慮し、作業意欲の向上を図り、作業効率化の作業指導など関連業務に従事する。また、工賃向上計画の策定を行う。

⑥調理員

調理員は昼食の準備、後片付けを行い、衛生的に問題ないかバランス的な偏りがないかの確認と利用者の食事摂取量の確認も行う

6 サービス提供の内容

（1）サービス提供日及び営業日 月曜日～金曜日

年末年始・お盆期間を除く。休業日は事業所が指定する日とし、事前に利用者に通知する。

（2）サービス提供時間：10：00-15：00

（3）営業時間 9：00-17：00

（4）訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談・援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談・助言および援助等を行います。
訓練	生産活動に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。また、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
生産活動	下記のような生産活動の機会を提供します。 ・組立、梱包、ラベル貼り等の作業および委託作業 ・「双葉」開発製品の製造、封入、出荷に関する作業 〈工賃の支払い〉 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた金額を工賃として、生産活動に従事する利用者に支払います。 平均支給工賃の努力目標は一日あたり 900 円です。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所や障害者就労・生活支援センター等関係機関との連携を取りながら、職場実習の実施、求職活動の支援、一般就労やA型事業所利用への支援、職場定着のための支援等を行います。
施設外就労支援	常時、安定して高い生産性が見込まれる利用者には、希望に応じて適正に配慮し施設外企業での生産活動の機会を提供します。
健康管理	常に利用者の健康状態に注意し、協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

（５）訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	・業務委託による昼食を提供します。 <業務委託先>タイヘイ株式会社 TEL：0120-911-613 ・食物アレルギーに応じ食事変更いたします。 ・食材費等の高騰により食事代を値上げする場合には事前に書面にて通知します。 ・食事提供時間 12：00-13：00	1 食 100 円 ※低所得者軽減措置適用 無 料
生産活動等	生産活動や諸活動を行う上で、負担していただくことが適当であるものに限ります。	実 費
一般就労への支援に必要な経費	就労や実習に向けての支援のうち、負担していただくことが適当であるものに限ります。	実 費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担していただくことが適当であるものに限ります。 ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費	実 費
送迎サービス	当事業所送迎ルートの範囲内で送迎希望の方を送迎します。なお、送迎車両への相乗り困難な場合は希望に添えないことがあります。 ※送迎加算算定期間中は無料	無 料
その他	その他	実 費

〈サービスの概要〉

すべてのサービスは、就労継続支援 B 型計画に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者若しくは家族等の同意をいただきます。

7 利用料金

（１）訓練等給付費対象サービス内容の利用料金

訓練等給付費対象サービスの利用料金は、本人及びその配偶者の負担能力（市町民税の所得割）に応じて市町長が定める本人負担金です。障害福祉サービス受給者証の記載内容をご確認ください。

① 基本サービス単位：590 単位(札幌市：7 級地：1 単位＝10.17 円)

② 加算単位数：当事業所で算定する可能性のあるものについて以下に列挙していきます。

加算名	内容	単位数
食事提供体制加算	収入に応じて食事を提供した場合にかかる事があります。	30 単位
目標工賃達成指導員加算	利用者様の工賃を向上させるよう、計画を立て、指導を行っており算定します。	45 単位
送迎加算(Ⅱ)	送り迎えをする方に加算する事があります。	10 単位
医療連携体制加算(Ⅲ)	医療機関との連携により、利用者に対して看護を行った場合に加算されます。	125 単位
初期加算	利用開始から 30 日以内の期間について 1 日につき所定単位数(30 単位)を加算します。	30 単位
訪問支援特別加算	連続 5 日間利用のない者に月 2 回まで算定されます。 1 時間未満/1 時間以上	187/280 単位
利用者負担上限額管理加算	他のサービスとの利用料金の調整をした場合算定されます。	150 単位
欠席時対応加算	利用者が急病等でお休みした場合、連絡調整や相談援助を行った場合に算定されます。(月 4 回まで)	94 単位
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	特定の資格を持つ専門職員を一定割合配置することで、質の高い支援を提供した場合に算定されます。	15 単位
介護職員処遇改善加算(Ⅰロ)	サービスの質の向上のため、生産性向上や職場環境改善等を行った場合に算定されます。	総単位数の 10.9%

障害福祉サービスの自己負担は、上記より一回の利用で約 900 円程度ですが、所得に応じての負担上限額 が設定されております。

（2）訓練等給付費対象外サービス内容の料金

訓練等給付費対象外サービスの利用料金は、上記「6 サービス提供の内容（5）訓練等給付費対象外サービス」の項目について、事業所が定める利用料金です。

（3）サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）をする場合は、利用予定日の当日午前 10 時までに当事業所までお申し出ください。なお、午前 10 時までにお申し出がない場合には、キャンセル料(実費相当額)を頂くことがあります。

（４）利用料金のお支払方法

前記（１）（２）（３）の料金は１か月ごとに計算しご請求いたします、翌々月末までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

①	当事業所での現金支払い
②	下記指定口座への振込み 北海道銀行 篠路支店 普通預金 1163777 株式会社　双葉　代表取締役　廣瀬　慎一
③	金融機関口座から自動引き落とし（翌月 27 日） ご利用できる金融機関：北海道銀行

８ 利用者の記録及び情報の管理等

（１）事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後５年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前９時から午後５時です。

（２）利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。ただし、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による。）に基づき情報提供をします。

９ 緊急時の対応

（１）病状急変時等

利用者の病状急変等の緊急時には、ご家族等の緊急連絡先に連絡いたします。また、提携先の看護師による応急処置を行います。基本的にはご家族等により医療機関への受診をお願いします。（ただし、事業所内事故等による緊急時には、事業所の判断にて医療機関に搬送します。）

（２）非常災害時

事業所は、非常災害に次の通り対策を行う。

非常時の対応：別途定める避難計画等により対応する。

平時の訓練：別途定める避難計画等により、適宜、避難・防災訓練等を実施する。

防災設備：

・自動火災報知器 有　・誘導灯 有　・ガス漏れ報知器 有

・火災通報装置 有　・防災シャッター 有　・火災通報専用電話機 有

・避難用緩降機　有

保険加入：当事業所は事故・災害等に備えて、損害賠償保険に加入するものとする。

10 要望・苦情等申立てに関する相談窓口

当事業所 相談窓口	苦情解決責任者：管理者 ご利用時間：9：00-17：00　　電話番号：011-790-7897		
第三者委員	小森　大地	所属：株式会社ワークアース	
		電話番号	011-398-6667
市窓口	札幌市役所 障がい福祉課	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 電話番号：011-211-2111	

11 協力医療機関

名称	医療法人社団　青葉　いまいホームケアクリニック
医院長名	今井　浩平
所在地	札幌市中央区宮の森 3 条 1 丁目 1 番 38 号
電話番号	011-215-8098
診療科	訪問診療・外来診療
入院設備	無

12 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画等により対応します。
平時の訓練	別途定める消防計画等により、適宜、避難・防災訓練等を実施します。
防災設備	・自動火災報知器 有　・誘導灯 有　・ガス漏れ報知器 有 ・火災通報装置 有　・防災シャッター 有　・火災通報専用電話機 有 ・避難用緩降機　有
保険加入	事故・災害等に備えて、損害賠償保険に加入しています。

13 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

（1） 施設・設備ご利用上の注意事項

設備・器具の利用	事業所内の設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合､弁償していただくことがあります。
施設の利用	施設内では、他の利用者の迷惑にならないよう静かにご利用ください。施設を汚さないよう清潔の保持にご協力ください。
喫煙	施設内は全面禁煙となります。
外出	個人的な用件での外出が必要な場合は、職員に申し出の上、自己責任において行ってください。(ただし、事故防止の判断ができない方や危険な行為が予想される方については、制限させていただく場合があります。)
貴重品等管理	貴重品は、原則、利用者の自己管理となります。自己管理が無理な方や、高額な貴重品・ゲーム機等は館内に持ち込まないようお願いします。
政治・宗教・営利活動	他の利用者への政治・宗教・営利活動はご遠慮ください。

（2）支援上の注意事項

次のような施設内外における不慮の事故･怪我等については､賠償責任を一切負いかねますのでご注意願います。

①	通勤途中における事故・怪我等
②	職員の指示に従わないことにより起きた事故・怪我等
③	本人特有のこだわりや自傷行為等に起因する事故・怪我等
④	利用者同士のトラブルによる事故・怪我等
⑤	無断外出により起きた事故・怪我等
⑥	てんかん発作等での転倒による事故・怪我等
⑦	食事中の誤嚥等による事故・怪我等

但し、職員の過失による場合は、危機管理マニュアルに基づき速やかに損害賠償します。

14 虐待防止等のための措置

（1）虐待防止

当事業所では､従業者への虐待防止等の研修を実施します。虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底します。虐待の防止等のための責任者を設置します。必要に応じ成年後見制度利用を支援します。

○虐待防止委員長：廣瀬　慎一

○虐待防止責任者：管理者（他に虐待防止委員を 1 名以上配置）

（２）身体拘束等の適正化

当事業所では、身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。身体拘束等の適正化のための指針を整備します。従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

15 安全管理

当事業所は札幌市の指導に基づく、福祉施設の事業継続(BCP)を作成し、安全管理責任者を選任し、防災・不審者への対処を含めた安全管理体制の整備に努めます。

〇安全管理責任者：管理者

16 個人情報保護

当事業所及び職員は、サービスの提供にあたり、知り得た利用者等に関する個人情報を外部に洩らすことはありません。また、他の事業者等に対して情報を提供する場合には、個人情報保護に関する文書により、必ず利用者及び家族の同意を得ます。職員が退職後も、在職中に知り得た利用者等に関する個人情報を洩らすことが無いよう必要な措置を講じます。

17 福祉サービス第三者評価

福祉サービス第三者評価の実施状況	実施なし

令和　　年　　月　　日

指定就労継続支援事業所双葉の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

（職名） 管理者 （氏名） 廣瀬　慎一

私は、本書面に基づいて事業者から指定就労継続支援B型双葉の提供及び利用について重要事項の説明を受け同意しました。

利用者

住 所：

氏 名：　　㊞